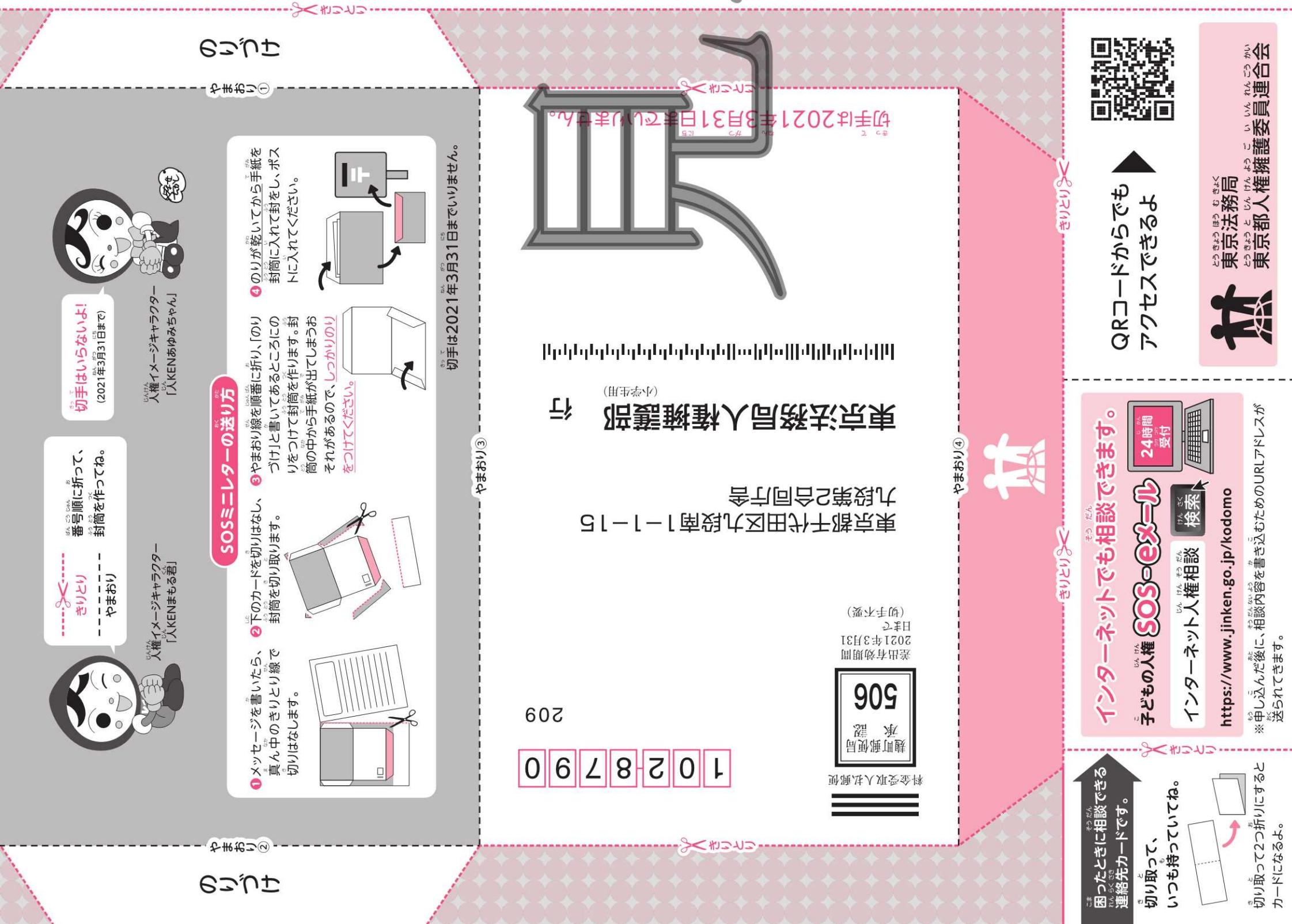


あなたのことをお教えてください。	ふりがな なまえ 名前	ふりがな なまえ 学校名	
返事はどのように教えてください？		返事がほしい場所の住所や電話番号を記入してね。	
<p>● 手紙がよい <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>● 電話がよい(お電話できるのは平日午前8時30分から午後5時15分までです) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話(メールでは返信できません) <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		<p>〒 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住所 ()</p> <p>電話 ()</p>	
		<p>(ここには何も 書かないでね。)</p>	



この冊子には、右下に音声コードが印刷されています。
専用の読み上げ装置で読み取ると、記載されている情報をお読みることができます。

「子どもの人権SOSミニレター」について



この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です(2021年3月31日まで)。
あなたが悩んだり困っていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が
読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して
相談してください。

※相談には、人権擁護委員(広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があるとして法務大臣が委嘱した民間の人)や法務局職員が応じます。



悩んでいるあなたへ。
私たちが必ず力になります。



家庭や学校で困っていることはありませんか?
でも誰かに相談したり、話すことはなかなかできませんよね。
そんなときはあなたのメッセージをこの手紙に書いて、教えてください。
人権問題に詳しい人たちが一緒に考え、悩んでいるあなたの力になります。

相談内容の秘密は守ります。

SOSミニレターの利用のながれ

どうぞ
裏の用紙のSOSミニレターに
悩みを書いて送ってください。

- 例えばこんなどきに利用してください
- 友達からいじめを受けている
- 暴力を受けて悩んでいる

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

QRコードからでも
アクセスできます



困ったことをなんでも相談してください。
通話無料 子どもの人権110番



希望の連絡方法
(電話・手紙)で

あなたに返事をします。

- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 学校や家、その他のことで悩みがある

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

相談時間:月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※あなたが近くの法務局につながります。

※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

※土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

中学生用

人権教室

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。小・中学生を対象に、人権の花運動（45ページ参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、園児や児童生徒に加え、大学生を対象としたり、企業研修等において大人を対象としたりして実施しています。

また、スポーツ選手やコーチ

を講師等に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレー精神等、子どもたちが学んだことを通して、相手への思いやりの心などを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室や車いす体験、ブラインドサッカ一体験など、障害の有無に関わらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。

■人権教室の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	19,871	20,946	21,968	22,907	23,977
参加者数	796,748	856,935	922,731	997,815	1,108,404



人権教室

資料 民間企業等と連携協力した体験型の人権啓発活動

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、人種、障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合うユニバーサル社会（共生社会）の実現に向けた各種の取組が実施されています。

そのような中で、法務省の人権擁護機関では、民間企業等と連携した障害者スポーツ体験、車椅子体験、パラリンピアンの講話などを実施しています。

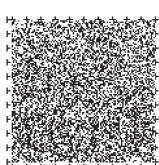
このような体験型の人権啓発活動により、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進し、ユニバーサル社会の重要性を認識してもらうことを目指しています。



小学校におけるボッチャ体験



小学校におけるアイマスク体験



お問合せ窓口 (各都道府県の法務少年支援センター)

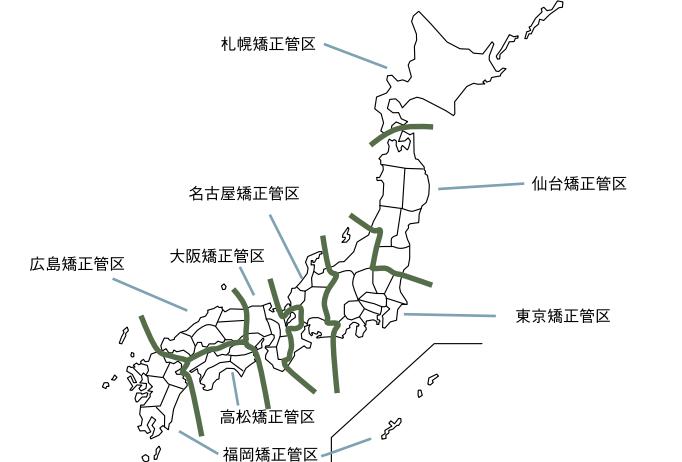
札幌	011-787-0111	北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25
函館	0138-30-7877	北海道函館市金堀町6-15
釧路	0154-41-5877	北海道釧路市弥生1-5-22
旭川	0166-31-5511	北海道旭川市豊岡1条1-3-24
青森	017-723-6677	青森県青森市金沢1-5-38
仙台	022-286-2322	宮城県仙台市若林区古城3-27-17
盛岡	019-647-2205	岩手県盛岡市月が丘2-14-1
山形	023-642-3445	山形県山形市小白川町5-21-25
秋田	018-865-1222	秋田県秋田市八橋本町6-3-5
福島	024-557-7020	福島県福島市南沢又字原町越4-14
水戸	029-251-4816	茨城県水戸市新原1-15-15
宇都宮	028-648-5686	栃木県宇都宮市鶴田町574-1
前橋	027-233-7552	群馬県前橋市岩神町4-5-7
さいたま	048-862-2051	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36
千葉	043-251-4970	千葉県千葉市稻毛区天台1-12-9
東京	03-3550-8802	東京都練馬区氷川台2-11-7
東京西	042-500-5295	東京都昭島市もくせいの杜2-1-1
横浜	045-845-2333	神奈川県横浜市港南区港南4-2-1
新潟	025-265-1622	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2
甲府	055-241-7747	山梨県甲府市大津町2075-1
長野	026-237-1123	長野県長野市三輪5-46-14
静岡	054-281-3220	静岡県静岡市駿河区小鹿2-27-7
金沢	076-222-4542	石川県金沢市小立野5-2-14
福井	0776-23-5558	福井県福井市大願寺3-4-20
岐阜	058-232-1123	岐阜県岐阜市鷺山1769-20
名古屋	052-721-8439	愛知県名古屋市千種区北千種1-6-6
富山	076-428-2266	富山県富山市才覚寺162-2
津	059-222-7080	三重県津市南新町12-12
大津	077-537-1023	滋賀県大津市大平1-1-2
京都	075-751-7115	京都府京都市左京区吉田上阿達町37
大阪	072-228-5383	大阪府堺市堺区田出井町8-30
神戸	078-351-0771	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町40-7
奈良	0742-22-4830	奈良県奈良市般若寺町3
和歌山	073-433-0850	和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1
松江	0852-23-3944	島根県松江市内中原町195
岡山	086-281-1112	岡山県岡山市南区箕島2512-2
広島	082-543-5775	広島県広島市中区吉島西3-15-8
鳥取	0857-23-4443	鳥取県鳥取市湯所町2-417
山口	083-922-6701	山口県山口市中央4-7-5
徳島	088-652-4115	徳島県徳島市助任本町5-40
高松	087-834-7112	香川県高松市藤塚町3-7-28
松山	089-952-2846	愛媛県松山市吉野町3860
高知	088-872-9330	高知県高知市塩田町19-13
福岡	092-541-5288	福岡県福岡市南区若久6-75-2
小倉	093-963-2156	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-7
佐賀	0952-27-3277	佐賀県佐賀市新生町1-10
長崎	095-847-2460	長崎県長崎市橋口町4-3
熊本	096-325-4700	熊本県熊本市西区池田1-9-27
大分	097-538-4152	大分県大分市新川町1-5-28
宮崎	0985-22-7830	宮崎県宮崎市鶴島2-16-5
鹿児島	099-254-7830	鹿児島県鹿児島市唐漁3-3-5
那覇	098-868-4650	沖縄県那覇市西3-14-20

お問合せ窓口 (全国)

全国共通 相談ダイヤル	0570-085-085 (最寄りの法務少年支援セン ターにつながります)
法務省矯正局 少年矯正課	03-3580-4111

お問合せ窓口 (各地方ブロック)

(北海道地方) 札幌矯正管区少年矯正第二課	011-783-3911
(東北地方) 仙台矯正管区少年矯正第二課	022-286-0111
(関東甲信越静地方) 東京矯正管区少年矯正第二課	048-600-1500
(中部地方) 名古屋矯正管区少年矯正第二課	052-971-5961
(近畿地方) 大阪矯正管区少年矯正第二課	06-6941-5751
(中国地方) 広島矯正管区少年矯正第二課	082-223-8161
(四国地方) 高松矯正管区少年矯正第二課	087-822-4455
(九州地方) 福岡矯正管区少年矯正第二課	092-661-1137



各種支援についてのお問合せや御依頼は、最寄りの法務少年支援センターや矯正局、矯正管区の担当部署にお気軽に御連絡ください。
このほか、少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて、理解を深めていただくため、参観をお受けしています。

●法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/kyouesi_k06-1.html)
にも各種情報を掲載しています。



令和2年4月作成



非行・犯罪の防止、
青少年の健全育成に携わる
関係機関・団体の皆さまへ

法務少年支援センターは
地域の非行・犯罪の防止と
青少年の健全育成に

取り組んでいます



法務省矯正局



法務少年支援センターの役割と取組

●非行・犯罪の専門機関として

少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。相談等の依頼は、子どもから大人まで幅広くお受けしています。

●関係機関等とのネットワーク機構

地方公共団体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保健・医療機関、NPO等の民間団体、司法・更生保護官署等との関係構築を図り、子ども・若者に対する必要な支援や地域社会の非行・犯罪の防止に積極的に取り組みます。

●ネットワーク参画の例

子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡協議会、少年サポートチーム、地域若者ステーションなど



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てる」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせていました。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とともに、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために ～法務少年支援センターではこのような支援を行っています～

1 能力・性格の調査

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行います。

また、依頼があれば、御本人や御家族の方にも、結果を分かりやすく説明します。

● 実施可能な心理検査等の例

- ・ 知能検査等
- ・ 性格検査・職業適性検査等

● 教育相談機関からの紹介により、知能検査等を実施した例

御家族の方とお子さんとそれぞれ面接を行い、知能検査・発達検査等を実施しました。また、知能検査等の結果を、御家族の方に、お子さんの得意なこと、苦手なことなどとともに伝えました上で、日頃困っている点や気になっている点をおうかがいしながら、お子さんへの接し方について、アドバイスを行いました。



2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

● いじめ等の問題行動のある中学生の指導方法を、学校教諭に助言した例

生徒、保護者、学校教諭のそれぞれと面接を行い、生徒の心情や背景にある問題を把握するとともに、保護者と学校教諭に対して、生徒への接し方や指導方法について提案をしました。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。



本人との面接 (イメージ)

● 学校と連携して、心理相談を継続した例

同級生への暴力などのあった生徒について、学校教諭からの紹介を受け、御本人と御家族の方のそれぞれと面接を行いました。

御本人とは、専用のワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合ったり、暴力を振るわないための方法について、一緒に考えたりしました。

御家族とは、家族関係の問題を中心にカウンセリングを行いました。

4 事例検討会(ケース会議)等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会(ケース会議)などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

● 福祉機関が主催するケース会議に定期的に参加し、助言等を行った例

福祉施設において、職員の指示や決まりを守らない方の支援の在り方について、ケース会議が行われた際に、施設職員に対し、その方の行動の特徴や問題行動の原因等として考えられることをお伝えし、支援に当たり望まれる配慮などを提案しました。

5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが、主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

● 過去の研修テーマ例

最近の非行少年の特徴、思春期の子供の理解と望ましい接し方、少年非行と地域の力、地域と進める再犯・再非行防止



講演の様子

6 法教育授業等

法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しています。

児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業(いわゆる「出前授業」)を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。



小学校における法教育の様子

※ 法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度等を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育をいいます。

他機関・専門職種等との連携の下で

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成年の方の御相談等にも応じています。例えば、罪に問われた障がい者・高齢者の方などに対して、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と、多機関連携の下で支援等を行うこともあります。

また、協力雇用主の方などに、従業員の方への接し方やお困りのことなどについてアドバイスをしたり、日常の効果的なサポートの方法などを提案したりしています。また、従業員の方から、仕事に関して、集中力が続かない、周りとうまくやりたい等の悩みについて、お話をうかがい、助言をしたり、御自分の性格等を理解したいという御希望に応じて、心理検査等を行ったりすることもあります。

参考資料

法務少年支援センターにおける児童虐待事例に関する対応例

○ 児童への支援

法務少年支援センターが参画している要保護児童対策地域協議会において、被虐待経験を有する男子生徒に関し、学校内での暴力等の問題行動の報告があり、別途、学校及び児童相談所から支援の依頼を受けた。そこで、法務少年支援センターでは、男子生徒に対し、心理検査を実施した上、暴力防止を目的としたワークブックを用いて、感情のコントロールや暴力の問題性を考えさせるため、継続的な助言・支援を行った。

○ 児童及び児童相談所職員への支援

児童相談所が支援を行っていた被虐待経験を有する児童について、喫煙や夜遊び等の問題行動が見られたとして、児童相談所から支援の依頼を受けた。そこで、法務少年支援センターでは、児童本人に対し、面接や助言を行うとともに、児童相談所の担当職員に対し、問題行動の改善に向けた支援方法の提案を行った。

○ 保護者への支援

児童相談所が支援を行っていた児童虐待のケースの保護者について、児童相談所から支援の依頼を受けた。面接の結果、虐待に及んだ背景に、夫婦関係の悩みや仕事でのストレスがうかがわれたため、心理検査を行い、その結果のフィードバックを通じて、自身の性格傾向について理解を促しつつ、感情をコントロールする方策についての助言等を行った。

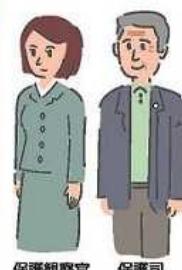
保護観察

○保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がその対象となります。

保護観察対象者	保護観察の期間	
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間	
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで	
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間	
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間	
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間	

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般的の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

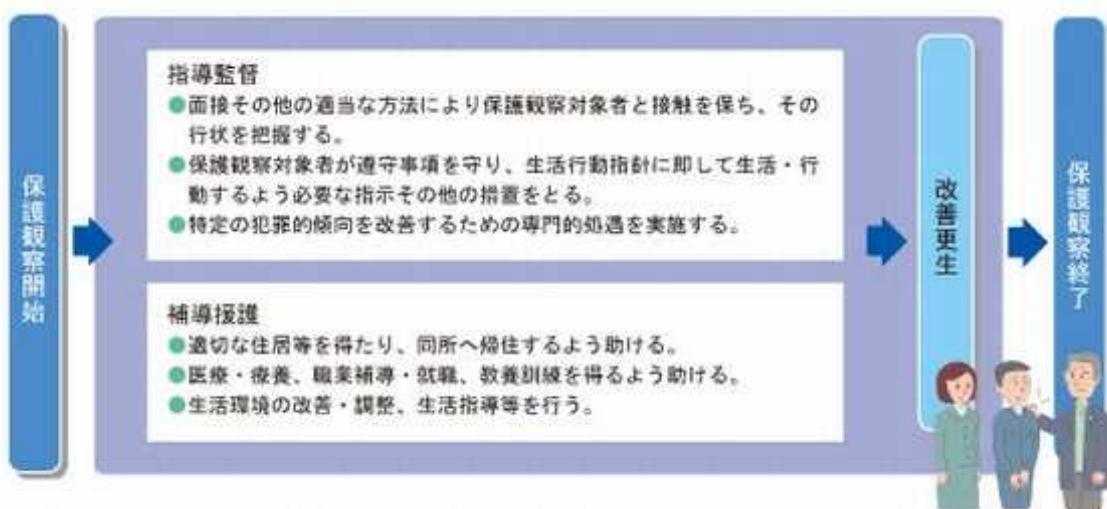


保護観察官 保護司

図：保護観察対象者及び保護観察の期間

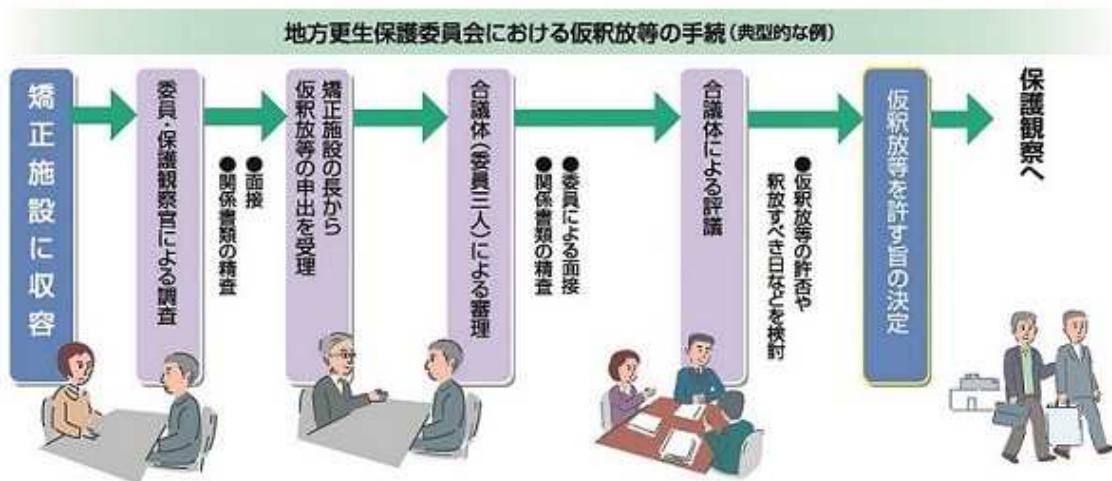
○保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



仮釈放・少年院からの仮退院等

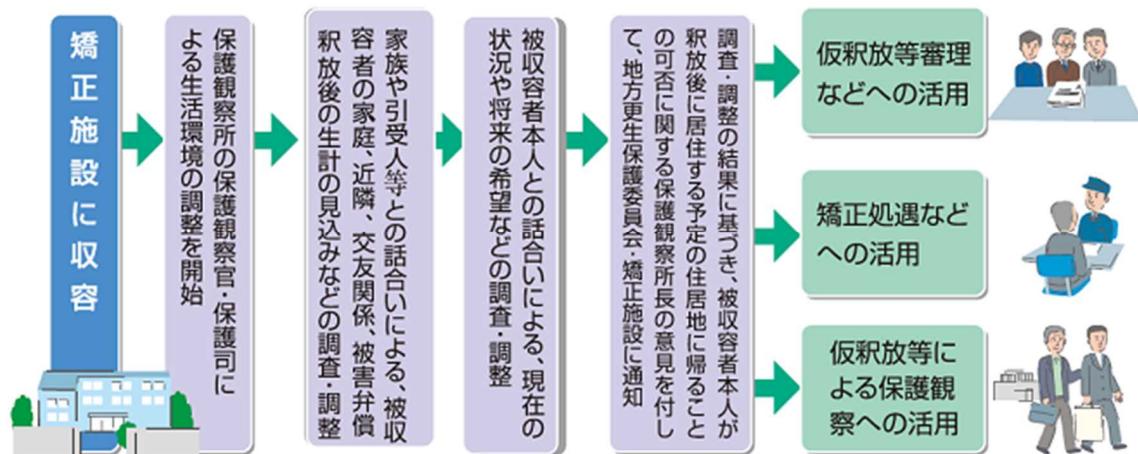
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。



図：仮釈放・少年院からの仮退院等の流れ

生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



図：生活環境の調整の流れ

○刑事司法手続の流れ

下の図を御参照ください。

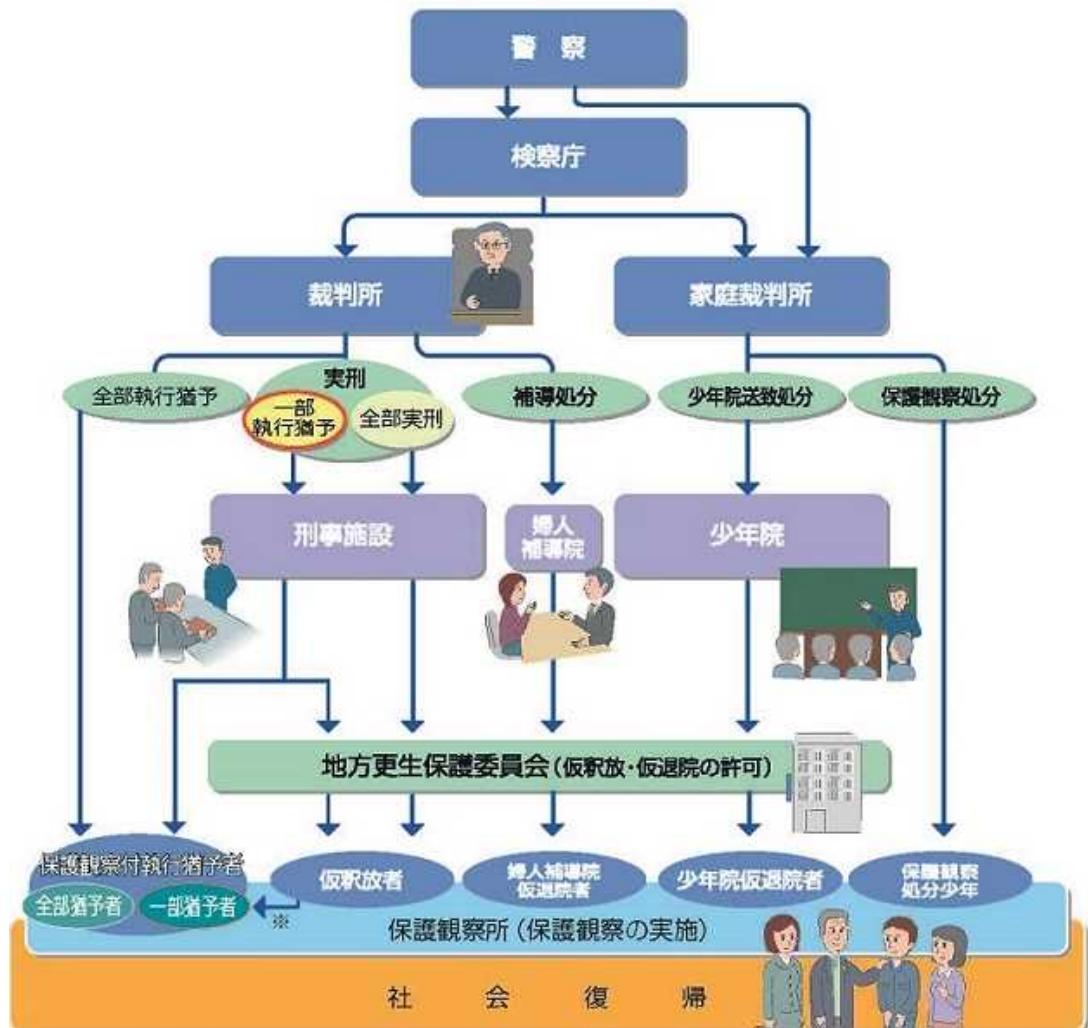


図: 刑事司法手続の流れ

BBS運動

まずは、「できること」から
はじめてみましょう。



BBS会員 真知子さん
保護観察中の少年少女達も参加した「そば＆うどん打ち」会場にて

「あせらず、ゆっくりと。
少しづつ力になれたらしいのかな。」

真知子さんのBBS地区会も、様々な活動に取り組んでいるがその中の一つ、「ともだち活動」は、保護観察を受けている少年少女をはじめ、様々な悩みを抱えている子ども達と「ともだち」の立場でふれ合うことをとおして自立を支援する活動。

彼女も半生ほど前から16歳の少女を担当している。「ちよくちよくメールで連絡を取り合って、月1回くらい直接会って、2時間くらいお話ししてますね。音楽とかテレビとか、恋愛とか、バイトの話とか、ごく普通のおしゃべりです。」

大学生の真知子さんは、少女とほぼ同世代なので、同じくらいの目線で物事や人を見ることが出来る。だからこそできる結びつきがあると感じている。

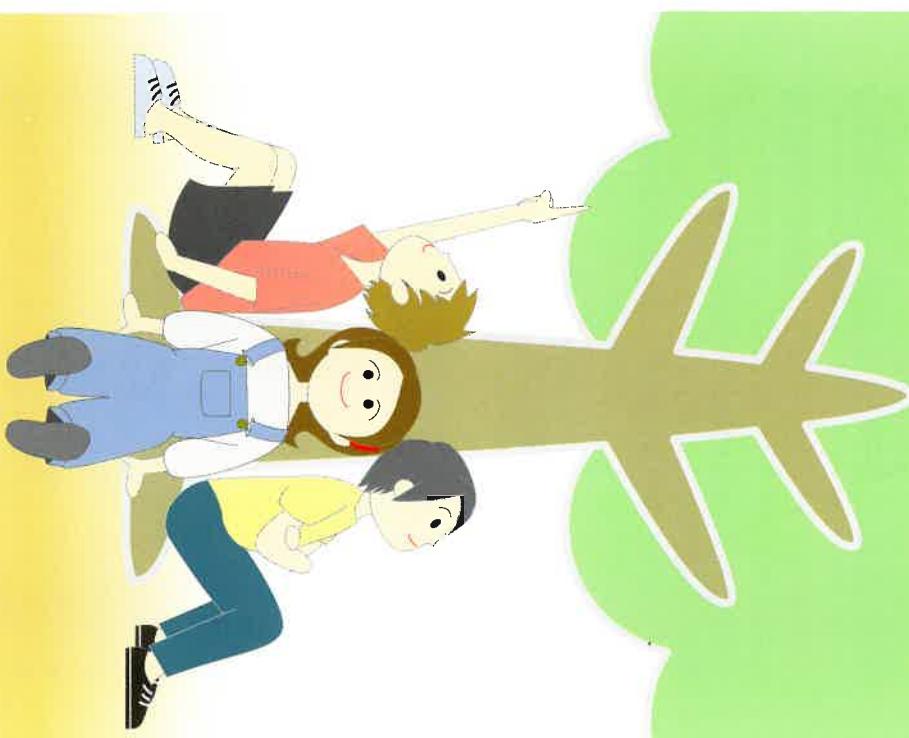
「この前、レクリエーション活動でバレーボール大会をやったんですけど、彼女も参加してくれて、その時初めて私の名前を呼んでくれたんです。「真知子ちゃん！」って下の名前で。それがもう凄く嬉しかったですね。」そう笑いながら語る彼女。本当に楽しそうでした。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館内
TEL: 03-3356-7383 FAX: 03-3356-7610

詳しくはホームページをご覧下さい。

<http://bbs-japan.org>



【さまざまな活動を実施しています】

BBSとは？

BBS運動とは、Big Brothers and Sisters Movementの略称です。BBSはその名のとおり、少年少女達に同世代のいわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。

全国で約4,700人のBBS会員が、それぞれの地域で少年少女達との交流や非行のない社会環境づくりのための活動を展開しています。

BBS運動は、60年以上も続いています

終戦もない町にあふれる孤児に、若者の力で何かが出来ないかと考えた青年達がいました。その中の一人、京都の学生の投書が契機となって昭和22年「京都少年保護学生連盟」が生まれました。

これが日本のBBS運動のスタートと言われています。

BBSの組織

地区BBS会

市区町村などの行政区域や大学などを単位に、全国に約500会があります。地域に根ざした様々な活動を展開する基本的な組織です。

都道府県BBS連盟

都道府県（北海道においては、札幌、函館、旭川、釧路）ごとに、全国に50連盟があります。地区会を統一し、相互の連絡調整などを果たしています。

地方BBS連盟

都道府県BBS連盟が全国8地方（関東、近畿、中部、中国、九州、東北、北海道、四国）ごとに集まつた組織です。地方単位の研修会などを行っています。

● 特定非営利活動法人（NPO法人）日本BBS連盟
東京にあり、各BBS組織相互の連絡、活動に関する指導助言など、BBS運動全体会を統括しています。

○ともだち活動

BBS会員は兄や姉の立場から同じ目の高さに立つて、少年たちの話し相手、相談相手などなって、彼らの成長や悩みの解消を手助けします。

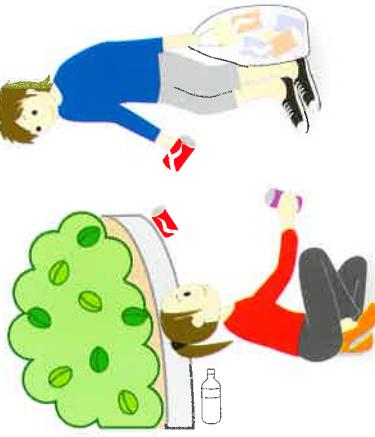
○グループワーク

少年たちとBBS会員がグループになって、スポーツやレクリエーションなどを行います。共に何かを楽しむことで、少年たちに一人ひとりのときとは違った共感や、心を開くきっかけを与えます。



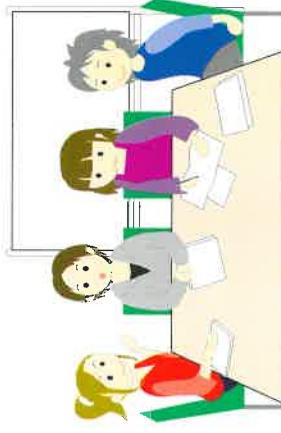
○社会参加活動への参協力

BBS会員は保護警察署と協力し、少年たちと共に社会奉仕活動などのさまざまな活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ遊びを分かち合います。



○研さん活動

活動を実践するのに必要な知識や技能の習得や、会員同士の意見交換の場として、さまざまな研修を行い、研さんで努力しています。



○非行防止活動

さまざまな広報活動や各種のイベント、集会などを地域で実施し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。



●弁護士費用等に関する援助制度

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。

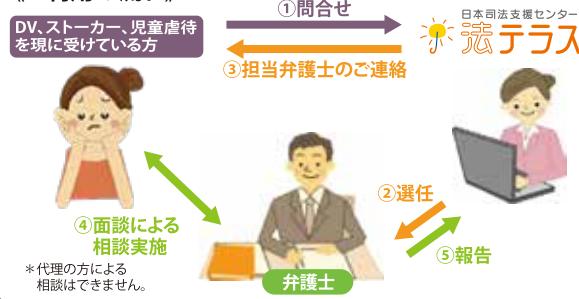
なお、下記の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

◎資産基準

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

ご利用の流れ



その他の援助制度

*一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

「被害者参加人」のための国選弁護制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

民事法律扶助 (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。

例)損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

日弁連委託援助 (刑事手続・行政手続等)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例)被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

日本司法支援センター 法テラスの犯罪被害者支援業務

法制度のご紹介

被害にあられた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るために法制度に関する情報^(*)を提供します。

(*) 刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報^(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(*) お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあられた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介しています。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。)。

《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0570-079714

※IP電話からは 03-6745-5601

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

(日曜祝日・年末年始休業)

※固定電話からは3分8.5円(税別)、携帯電話からは20秒10円程度(税別)で全国どこからでもご利用になれます。



お近くの「法テラス」で

※全国の「法テラス」の連絡先は
ホームページからご確認ください。

お電話のほか、面談による情報提供も行っています。

受付時間 平日 9:00~16:00

(ただし、地域によって異なる場合があります。
(土日・祝日及び年末年始は休業)



ホームページで

法テラス

検索

URL www.houterasu.or.jp

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問合せも受け付けています。

2020年1月発行

日本司法支援センター



犯罪被害者支援Q&A

児童虐待



法テラス
ホームページ



二次元バーコード

法テラスは国が設立した公的法人です。

Q1 児童虐待とは何ですか?

「児童虐待」とは、児童虐待防止法*において、保護者がその監護する児童(18歳に満たない者をいいます。)に対し、次に掲げるような行為等をすることとされています。

- (1) **身体的虐待**…殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど
- (2) **性的虐待**…性的行為の強要、ポルノ被写体にするなど
- (3) **ネグレクト**…食事を与えない、不衛生な状態にするなど
- (4) **心理的虐待**…言葉による脅し、目の前で家族に対して暴力をふるうなど

児童虐待の主体となる「保護者」とは、親権者をはじめとする「児童を現に監護するもの」とされており、児童の両親だけでなく、児童を育てている親族も含まれます。また、親権者が第三者による虐待を放置している場合も、親権者が保護者としての監護を著しく怠っているとして、児童虐待に該当する場合があります。

※児童虐待の防止等に関する法律

Q2 親が子どもを虐待しているようです。どうすればよいですか?

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、**通告する義務**があります。お近くの市(区)町村の窓口、都道府県の設置する**福祉事務所**又は**児童相談所**に連絡してください。「児童相談所全国共通ダイヤル」(#189)にかけると、お近くの児童相談所につながります。

なお、児童虐待防止法は、通告が勘違いに基づくものであつたとしても、法的責任を負わないこととしています。通告は匿名で行うこともでき、通告をした人、その内容に関する秘密は守られます。

児童の身に危険が及んでいる場合、虐待がエスカレートしていると思われる場合は、**警察**にご相談ください。

Q3 虐待する親の元から逃げたいのですが、どうすればよいですか?

児童相談所による「一時保護」という制度があります。ご自身で直接児童相談所に連絡してもよいですし、信頼できる大人を通じて連絡してもらうこともできます(一時保護を行うかどうかは児童相談所が判断します。)。

一時保護をされると、「一時保護所」という施設で身の安全が確保されます。その間に、児童相談所の職員が、面接や環境調整などを行い、これから的生活のことを検討していきます。

Q4 両親からアルバイト代を搾取されたり、暴力を振るわれたりします。どうすればよいですか?

父又は母による虐待の場合には、民法に基づき**親権喪失**や**親権停止**(*)の審判を求めることができます。法的手続が必要となりますので、**弁護士に相談**するとよいでしょう。

※親権喪失:父又は母による親権の行使が著しく不適当であることにより子どもの利益を著しく害するときにその親権を失わせる制度

※親権停止:父又は母による親権の行使が不適当であることにより子どもの利益を害するときに、家庭裁判所が2年以内の期間に限って親権を行うことができないようとする制度

Q5 弁護士に相談・依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、以下の**弁護士費用等に関する援助**を行っています。各制度の概要は、「**弁護士費用等に関する援助制度**」欄をご覧ください。

弁護士費用等についてご心配な方は、法テラスにお問い合わせください。各種援助制度の内容や利用条件をご案内します。

◆法律相談費用の援助◆

DV等被害者法律相談援助

◆弁護士費用等の援助◆

① 日弁連委託援助(子どもに対する法律援助)

※受任予定の弁護士を通じてお申込みください。

② 被害者参加人のための国選弁護制度

※このほかにも、法テラスホームページ
www.houterasu.or.jpでよくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。
※法テラスで行っている犯罪被害者支援の流れや弁護士費用等に関する援助制度については、別途リーフレットを作成しています。



一人で悩まないで。